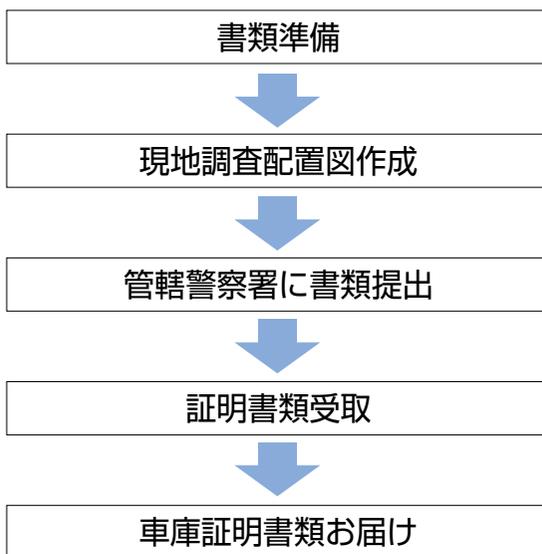


車庫証明に関する手続きについて



管轄警察署により、提出から車庫証明書類受取りまでの日数は、異なりますがおよそ5日くらいです。

自動車を買ったときや、引越をしたときなどで、自動車を保管する場所が変わったときは、車庫証明に関する手続きなど自動車に関する届出等が必要になります。

行政書士とは

行政書士は、ビジネスや暮らしに関するいろいろな書類を作成しています。

- ・建設業などの各種許認可申請
- ・自動車登録
- ・車庫証明書類
- ・遺産分割協議書
- ・交通事故の調査、保険金請求、損害賠償請求の書類
- ・在留資格取得、変更、更新など
- ・法人設立に関する書類
- ・知的資産経営報告書の作成
- ・飲食店、古物商などの営業許可
- ・契約書、内容証明

お電話によるお問い合わせは

082-249-2480

※お電話によるお問い合わせは平日9:00～16:00
までとさせていただきます。

広島県行政書士会では、
様々な無料相談会を行っています。
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-kai.or.jp/>



事務局



広島県行政書士会

〒730-0037 広島市中区中町8番18号
(広島クリスタルプラザ10階)

TEL.082-249-2480 FAX.082-247-4927

私の事務所

車庫証明 の書類作成は

行政書士に
お任せください。



広島県行政書士会

車庫証明は こんな時に必要です…

- ◆新しい自動車に買い替えたとき
- ◆引越などで、自動車を保管する場所が変わったとき
- ◆自動車を相続した場合で、保管する場所が変わったときなど



車庫証明は どこに頼むのですか

車庫証明はご自分で作成するか、ご自分での作成が難しいときは、自動車の販売店から行政書士会に連絡して**行政書士**に書類作成を依頼するようにしてください。

販売店

は、車庫証明書類を作成できません

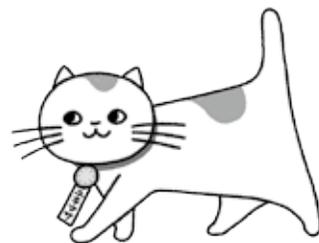
行政書士以外の者が、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、法律で禁止されていますので、自動車販売店が手数料をとって書類を作成することはできません。

行政書士は、自動車に関する様々な手続きに関する専門家です。車庫証明、自動車登録をはじめ、運送事業に関する各種手続きなども行っていますので、お気軽にご相談ください。

自動車に関する事務

管轄運輸支局等での各種手続き

- 一般貨物自動車運送事業（トラック）
- 一般貸切旅客自動車運送事業（バス）
- 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）
- 希望ナンバーの申し込み、その後の登録手続き
- 車庫に自動車を置いたまま
ラクラクの出張封印
- 特殊車両通行許可申請



自動車登録申請

自動車の購入や、ナンバーの変更・名義変更などでは自動車登録申請が必要になります。

- | | |
|------------------|--------|
| 新しい自動車を買ったとき： | 新規登録申請 |
| 中古自動車を買ったとき： | 移転登録申請 |
| 結婚して苗字が変更になったとき： | 変更登録申請 |
| 自動車を使わなくなったとき： | 抹消登録申請 |

Q & A

Q 自動車を購入したとき、行政書士への車庫証明書類作成の依頼を販売店を通じて行うことができますか？

A 自動車販売店が、ユーザー様からの依頼により車庫証明書類を作成する事は、法律で禁止されています。行政書士にご依頼いただければ安心です。（販売店からの依頼も可能です。）

Q 自動車を相続した場合、何か手続きが必要ですか？

A 自動車を所有していた方が亡くなり、自動車を相続するときは、相続に関する所有者変更の手続きをする必要があります。保管する場所が変更になるときは、車庫証明の手続きも併せて行う必要があります。

Q 行政書士ってどんな仕事をするのですか？

A 行政書士は報酬を得て、官公署に提出する書類を作成したり、権利義務に関する書類（遺産分割協議書など）の作成なども行う、事務手続きの専門家です。

『あなたの街の法律家』
行政書士は、暮らしに関する
様々な相談を受付けております。
お気軽にご相談ください。